

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月19日（平成30年（行情）諮問第111号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行情）答申第551号）

事件名：福岡市内事業所の労働基準法89条に規定する就業規則届出調査報告書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「福岡市内事業所の労働基準法第89条に規定する就業規則届出調査報告書（届出個別事業所名称を含む）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月20日付け厚生労働省発基0920第6号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件は罰則を科す規定条文であり、これが調査報告書を保有していないことは法を否定し不自然であり、保有していない理由を付した通知書の交付を求める理由とする。

##### （2）意見書

本件は労働基準法120条で罰則に処せられる事案であり、これが不存在は労働業務の信頼を失するものである、さらに身体に影響を及ぼす過酷な労働条件の現実も確認されており、とすると同法95条の適用も同様に類すると推認するが合理的であり、調査し、提出を命じる措置を求め意見とし、個別の意見聴取を要請する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると考える。

#### 2 理由

##### （1）本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「福岡市内事業所の労働基準法第89条に規定する就業規則届出調査報告書（届出個別事業所名称を含む）」について行われたものである。

#### (2) 本件対象行政文書の保有について

厚生労働本省においては、請求人の申し立てる福岡市内事業所の就業規則届出調査なる調査を実施してはいないため、対象文書は保有していない。

また、本件審査請求を受けて、開示請求対象文書について、念のため諮問庁として確認したところ、当該文書を保有していないことが確認された。

以上のことから、開示請求対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は諮問庁として是認できる。

なお、開示対象文書の保有の確認に当たっては、本審査請求の担当部署のみならず、厚生労働省内の全部局において確認を行ったものである。

### 3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年2月19日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月5日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月15日      | 審議            |
| ⑤ | 同月26日      | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「福岡市内事業所の労働基準法第89条に規定する就業規則届出調査報告書（届出個別事業所名称を含む）」であり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第3の2(2)のとおり説明する。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

本件対象文書の保有の有無については、上記第3の2(2)のとおりであるが、労働基準法89条の規定では、常時10人以上の労働者を使用する使用者は、同条各号に掲げる事項について就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならないこととされている。また、労働基準法等関係法令では、調査の実施を義務付ける規定はなく、かつ、届出状況の調査は行っていない。

- (3) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)及び(2)の諮問庁の説明は法令に基づくものであり、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子